

# 製品安全データシート

作成日 2008年 12月 10日

改定日 2020年 9月 1日

## 1. 製品及び製造会社情報

製品名 デラクリーン殺菌

販売元 デラバル株式会社

住所 北海道札幌市北区7条西1丁目2-6 NCO札幌14F

TEL 011-738-2311

製造会社 スミタニ産業株式会社

住所 鳥取市湖山町東5丁目109番地

TEL 0857-28-0151

## 2. 危険有害性の要約

GHS 分類:

物理化学的危険性	火薬類	分類対象外	
	可燃性・引火性ガス	分類対象外	
	可燃性・引火性エアゾール	分類対象外	
	支燃性・酸化性ガス	分類対象外	
	高压ガス	分類対象外	
	引火性液体	区分外	
	可燃性固体	分類対象外	
	自己反応性化学品	分類対象外	
	自然発火性液体	区分外	
	自然発火性固体	分類対象外	
	自己発熱性化学品	区分外	
	水反応可燃性化学品	分類対象外	
	酸化性液体	分類できない	
	酸化性固体	分類対象外	
	有機過酸化物	分類対象外	
	金属腐食性物質	分類できない	
	健康に対する有害性	急性毒性(経口)	区分外
		急性毒性(経皮)	区分外
		急性毒性(吸入:ガス)	分類対象外
急性毒性(吸入:蒸気)		分類できない	
急性毒性(吸入:粉塵)		分類対象外	
急性毒性(吸入:ミスト)		分類できない	
皮膚腐食性・刺激性		区分1	
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性		区分1	
呼吸器感作性		分類できない	
皮膚感作性		分類できない	
生殖細胞変異原性		区分外	
発がん性	区分外		
生殖毒性	区分外		
特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)	区分2(消化器系)		

	特定標的臓器・全身毒性(反復暴露) 吸引性呼吸器有害性	区分3 (気道刺激性) 分類できない 分類できない
環境に対する有害性	水生環境急性有害性 水生環境慢性有害性	区分1 区分1

ラベル要素

絵表示又はシンボル：



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報：重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷  
重篤な眼の損傷  
消化器系の障害のおそれ  
呼吸器系への刺激のおそれ、又は眠気又はめまいのおそれ  
水生生物に非常に強い毒性  
長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き：保護手袋・保護メガネ・保護面・保護衣を着用すること。  
取扱い後はよく洗うこと。  
粉塵・煙・ミスト・蒸気・スプレーを吸入しないこと。  
この製品を使用するときに飲食又は喫煙をしないこと。  
取扱い後は手をよく洗うこと。  
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
環境への放出を避けること。

### 3. 組成, 成分情報

単一製品・混合物の区別：単一製品 (水溶液)  
化学名又は一般名：次亜塩素酸ナトリウム  
別名：アンチホルミン  
化学特性(化学式等)：NaClO  
CAS番号：7681-52-9  
成分及び濃度又は濃度範囲(含有量)：有効塩素 6%  
官報公示整理番号(化審法・安衛法)：1-237  
化学物質管理促進法：非該当  
労働安全衛生法 (通知対象物質)：非該当  
毒物劇物取締法：非該当

### 4. 応急措置

吸入した場合：被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移動する。  
必要に応じて人工呼吸(又は、酸素吸入)を行い、医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：

汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぐ。  
寸秒でも早く洗浄を始め、付着した製品を多量の水(又は微温湯)と石鹸を使って良く洗い流す。  
洗浄が遅れたり、不十分だと皮膚の障害を生じる恐れがある。  
直ちに医師の手当てを受ける。

目に入った場合：直ちに清浄な水で最低 15 分間目を洗浄した後、直ちに眼科医の手当てを

受ける。

洗眼の際、眼を指で良く開き、眼球、眼のすみずみまで水が行きわたるように洗浄する。

飲み込んだ場合：無理に吐かせてはならない。腐食性の製品なので、吐出させるとかえって危険が増す。

口をすすいだ後、直ちに医師の手当を受ける。

無理に吐かせてはならない。

被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。

最も重要な兆候及び症状：

液が長時間皮膚に接触すると刺激作用があり、皮膚炎、湿疹を生じる。

目に入ると角膜が侵される。

吸入：咳、咽頭痛

皮膚：発赤、痛み

眼：発赤、痛み

経口摂取：腹痛、灼熱感、咳、下痢、咽頭痛、嘔吐。

応急措置をする者の保護：

救助者はゴム手袋と密閉ゴーグルなどの保護具を着用する。

## 5. 火災時の措置

消火剤：この製品自体は燃焼しない。

当該物質を巻き込んだ周辺火災に適切な消火剤を使用する。

火災時の特有の危険有害性：

当該製品は分子中にハロゲンを含有しているため、火災時には一酸化炭素の他、有毒ガスが含まれるので作業の際には煙を吸入しないように注意する。

特有の消火方法：この製品自体は不燃性であるが、周辺火災の場合以下の措置を行う。

火災発生場所の周辺に、関係者以外の立ち入りを禁止する。

危険なくできる時は、燃焼の供給源を速やかに止める。

移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

容器、周囲の設備などに散水して冷却する。

消火活動は、可能な限り風上から行う。

消火を行う者の保護：消火作業の際は、状況に応じた保護具を必ず着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：

漏れた場所の周辺から人を退避させると共に、危険性、有害性を知らせる。

漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。

作業の際は保護具を着用し、飛沫などが皮膚に付着したりガスを吸入しないようにする。

風上から作業し、風下の人を避難させる。

環境に対する注意事項：

悪臭、又は刺激性が強いため、周辺の住民に漏洩の起きたことを通知するなどの適切な措置を行う。

大量の水で希釈する場合は、汚染された排水が適切に処理されずに環境へ流出しないように注意する。

環境への影響を起ささないよう、河川などに直接排出しない。

封じ込め及び浄化の方法・機材：

少量の場合には、吸着剤で吸着させたのち、残りをウエス雑巾等できれ

いに拭き取る。おがくず他可燃性吸収剤に吸収させてはならない。  
大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから  
処理する。

## 7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い

技術的対策 : 取扱いは歓喜の良い場所で行う。  
吸入、皮膚への接触を防ぎ、又、目に入らないように適切な保護具を着用  
する。  
取扱い場所の近くに手洗い、洗眼などの設備を設け、取扱い後に、手、顔な  
どをよく洗う。  
局所排気・全体換気：取り扱う場合は、局所排気内、または全体換気の設  
備のある場所で取り扱う。

注意事項 : みだりにエアロゾル、ミストが発生しないように取り扱う。

安全取扱い注意事項：

可燃物との接触、若しくは混合、分解を促す物品との接触又は加熱を避け  
ること。

保管

適切な保管条件：

直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保管する。  
容器を密栓してはならない。  
混触危険物と一緒に保管してはならない。

安全な容器包装材料：

材質については腐食性が強いので、金属製の物は使用できない。  
FRP 製タック又は、ポリエチレン製容器に保存する。

## 8. 暴露防止及び保護措置

設備対策 : 取り扱い場所には、全体換気装置を設置する。  
密閉された装置、機器、又は局所排気装置を使用する。  
取扱い場所の近くに、洗眼および身体洗浄のための設備を設ける。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観 : 無色～黄色透明の液体  
匂い (匂いの謁見値)

: 強い塩素臭

pH : 知見無し

融点 : 知見無し

沸点、初留点と沸点範囲：  
知見無し

溶解性 : 水とは自由に混合

## 10. 安定性及び反応性

定性 : 徐々に分解して酸素を発生する。

危険有害反応可能性：

熱、光などに極めて不安定で、放置すると徐々に有効塩素を失う。  
アミン、酢酸アンモニウム、炭酸アンモニウム、メタノール、フェニル  
アセトニトリル、硝酸アンモニウム等と激しく反応する。

避けるべき条件 : 混触危険物との接触。

混触危険物質 : 強酸、還元剤、金属、水反応性物質との接触

危険有害な分解生成物：

塩素、塩化水素

### 1 1. 有害性情報

急性毒性 : マウス 経口 LD<sub>50</sub> 5800mg/kg  
眼に対する重篤な損傷・刺激性 : 眼 ウサギ 10mg(moderate)  
眼 ウサギ 1.31mg(mild)

特定標的臓器/全身毒性

単回暴露 : 眼、皮膚、気道を刺激する。  
反復暴露 : 反復又は長期の接触により、皮膚感作を引き起こすことがある。

### 1 2. 環境影響情報

生体毒性 : 水生生物に対して毒性が強い。  
土壌の移動性 : 物理化学的性質から見て大気、水域、土壌環境に移動する可能性がある。

### 1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 多量の水で希釈後、ハイポ（チオ硫酸ソーダ）、亜硫酸ソーダ等の還元剤で分解処理した後、中和処理を行い、排水基準の範囲内にて排水する。  
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、関係法令を遵守して適正に処理する。

汚染容器・包装 :

空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

### 1 4. 輸送上の注意

国際規制

国連分類 : クラス 8(腐食性物質)  
国連番号 : 1791  
品名(国連輸送品名) : 次亜塩素酸塩 (水溶液)  
容器等級 : III  
海洋汚染物質 : 該当

国内規制

船舶安全法 : 腐食性物質  
航空法 : 腐食性物質

輸送の特定の安全対策及び条件 :

容器の破損、漏れがないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないよう積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。毒性があるので積載する時には、保護具を装着する。法規に規定された基準に従って輸送する。

### 1 5. 適用法令

水質汚濁防止法 : 特定物質 (法第 2 条第 4 項、政令第 3 条の 3)  
海洋汚染防止法 : 有害液体物質(Y 類物質)(施行令別表第 1)  
船舶安全法 : 腐食性物質(危規則第 3 条危険物告示別表第 1)  
航空法 : 腐食性物質(施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)  
外国為替及び外国貿易法 :  
輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項(2)

### 1 6. その他の情報

引用文献

- |                     |     |              |
|---------------------|-----|--------------|
| 1) 1 6112 の化学商品     |     | 化学工業日報社      |
| 2) 化学品かんたん法規制チェック   | Web | 日本ケミカルデータベース |
| 3) 化審法 化学物質 改定第 9 版 |     | 化学工業日報社      |
| 4) 化学大辞典            |     | 共立出版         |
| 5) ザックス有害物質データブック   |     | 丸善           |
| 6) 化学品法令集           |     | 化学工業日報社      |

- 7) 環境六法
- 8) GHS モデル MSDS 情報
- 10) GHS 分類結果データベース

中央法規  
中央労働災害防止協会 安全情報センター  
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

#### その他

記載内容のうち、含有量、物理化学的性質などの数値は保証値ではありません。危険・有害性の評価は、現時点で入手できる資料・情報・データ等に基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅したわけではありませんので、取扱いには十分注意してください。